

第4回自治基本条例審議会の議事録要旨

審議会等の名称	第4回広陵町自治基本条例審議会
開催日時	令和元年10月19日(土) 午後1時30分から午後3時45分まで
開催場所	広陵町役場3階 大会議室
出席委員の氏名 及び人数	中川幾郎委員、清水裕子委員、東 秀行委員、藤田和郎委員、 阪本博三委員、北橋美弥子委員、岡橋秀典委員、河野伊津美委員、 嶋中 章委員、箴部 牧委員、高月光太郎委員、千北慎也委員、 新谷真貴子委員 計13人
欠席委員の 氏名及び人数	久保知三委員、茶野武司委員、森田隆夫委員 計3人
出席職員の 職・氏名及び人数	<事務局> 企画部長 奥田育裕、企画政策課 課長 尾崎充康、 主任 治田久恵、主任 植村亮太 計4人
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の人数	3人
議題 又は 協議事項	1 開会 2 会長あいさつ 3 事務局説明(地域自治の新しいしくみについて)

	<p>4 意見交換（ワークショップ）</p> <p>5 事務局説明（自治基本条例のイメージと審議会の役割の確認）</p> <p>6 部会構成</p> <p>7 その他（次回のスケジュール等）</p> <p>8 閉会</p>
会議の記録（要旨）	
発言者	発言内容等
事務局	<p>○開会</p> <p>（資料の確認、欠席委員の紹介）</p>
会長	<p>○会長あいさつ</p> <p>今日は、地域自治の新しいしくみについて説明を受けてワークショップをやってもらう。分からないことはなんでも聞いて欲しい。少し内容と外れていてもこちらで修正するし、新しい意見が出てくるかもしれないので、よろしく願います。</p>
事務局	<p>○事務局説明（地域自治の新しいしくみについて：抜粋）</p> <p>・資料1に基づいて説明</p> <p>地域自治の新しいしくみとは、区・自治会の範囲を広げ、おおむね小学校区単位で活動する公共的団体（ここでは、「地域自治協議会」という。）のこと。共通の課題を集約して取り組むことで最大の効果を発</p>

揮できる。この背景として、全国的に行政も自治会なども少子高齢化に伴い、人的、財政的に厳しくなっているからで、今後能力と時間のある担い手が少なくなってくる。特定の人（自治会役員や関係団体の長など）に仕事が集中せずに、得意な分野をそれぞれが発揮できるようにしくみが必要である。おおむね小学校区単位で考えるのは、互いに面識ができ、義務教育などで子どもも保護者も同時期に顔を合わすため、また各種団体においてもこの範囲で活動していることが多いためである。先進的な自治体では、地域自治協議会の中に実行機関として部会を設置し、各種団体と連携して課題に取り組んでいる。

また、すべての事業を実施するのではなく、地域内で課題解決が必要な事業を選択して集中的に実施することが必要である。

今後、地域自治協議会を条文に組み込むかどうか、今後の条文検討の際に、委員に審議していただきたい。

（質疑応答）

○ 新しい人材の発掘方法は。

→ 地域とつながりを持っていない人たち（大企業に勤めていたリタイア組や高齢単独世帯）をどのように地域へ巻き込むか。巻き込めば、地域とのつながりができるし、能力の高い人たちだからスキルを活かしてもらえれば運営もうまくいくと思われる。

○ 行政の支援の中で財政支援として「包括交付金」の話があったが、交付金を出すとさらに財政が悪化するのでは。

→ 現在、特定の事業について区・自治会へ補助金を出している。それをまとめる形で、自由に使えるよう交付金としてお渡しできれば、と考えている。

○ 地域自治協議会では、区・自治会に入っていない人も対象にすべきと言っているが、地域住民を知るすべがない。現在は外国人労働者も入ってきている。住民基本台帳がないと把握できない。

→ 住民基本台帳は法律に基づいて、行政が集めている資料であることから渡すことはできない。各種団体で把握していることもあるので、連携して把握してほしい。しかし、すべてを把握することには限界があるのは承知している。ただし、防災などは地域住民すべて知る必要があるので、区・自治会の枠組みを越えた周知が必要（そういう内容を地域自治協議会で担う）。

○ ウチの区・自治会でも加入率が低い。そもそも自治会活動に興味がない人は、どうすればいいのか。

→ そういう人は放っておけばよい。住民自治の前に個人自治、家族自治がある。（興味がない人たちを）むりやり引き込めば、別の問題が発生する。こちらから活動を伝える、案内する必要性はあるが、自治

	<p>会は任意団体であるため、それに参加するかどうかは個人の自由である。</p> <p>○ 町に「公園の管理は法人格を有していないといけない」と言われたが。</p> <p>→ 法人格を有している必要はないが、法人化していなければ、町は団体の長との個人契約となり、リスク管理が問題となる。先進的な自治体でも地域自治協議会については、法人格を有していないことが多いが、特定の業務について協議会の下部組織として株式会社やNPO団体、地縁法人を立ち上げているところはある。名張市のように協議会が地縁法人や一般社団法人格を取得しているところもある。運営方法はさまざまにあることを理解してもらえれば。</p>
<p>NPO政策研究所</p>	<p>○意見交換（地域自治の新しいしくみについて）</p> <p>資料1-1（再）を確認し、今後の少子高齢化について議論し、地域でどのような変化があるか、またその変化についてどう対応するか。そして地域自治協議会をつくるべきか議論を行った。</p> <p>※ 審議会委員の意見・議論の内容については、別紙参照のこと。</p>
<p>会長</p>	<p>※ワークショップ統括コメント</p> <p>行政とつながっている各種団体もさまざまであるが、根本は住民自治団体である。経済や人口が成長していったのに合わせ、行政の縦割</p>

	<p>りできさまざまな団体を作りすぎたが、地域は一つなので、それらがうまく連携するしくみが必要である。連携することによって互いに面識もできる。面識関係のないところは、防災や防犯の観点からあやうい。事例として、PTAで人材が足りず、自治連合会が人的面を補完した地域がある。そうすることでさまざまな関係性が生まれてくる。</p> <p>地域自治協議会については、すべての小学校区でできなくていいと思っている。できるところから。</p> <p>権利規定、義務規定があることから地域自治協議会を自治基本条例など条例で規定することが望ましい。</p> <p>それでは、自治基本条例のイメージと役割の確認について事務局から説明してもらおう。</p>
事務局	<p>資料2に基づき、改めて自治基本条例について再確認していただくが、時間も押しているので駆け足で説明する。</p> <p>住民自治には憲法や地方自治法で定めているものがあるが分かりにくい。それを分かりやすく説明するのが「自治基本条例」である。条例はルールであり、具体的な施策や目標を定める計画とは違うことをご理解いただきたい。</p> <p>他の自治体の自治基本条例をみると、自治基本条例に記載すべき内</p>

	<p>容をすべて記載したフルスペック型（吉野町、西脇市）があれば、必要最低限の記載（伊丹市）、主体それぞれの責務や役割のみで行政の内部統制については一つも記載がない（尼崎市）条例もある。これについては、審議を踏まえて皆さんに決定してもらいたい。</p> <p>続いて資料3について。審議会で議論していただく項目を一覧にしている。総則・町民・議会首長検討ブロックについては中川会長に、住民自治・参画と協働検討ブロックについては清水副会長に、それぞれ部会長をお願いしたい。次回以降、実際の条文の審議に入ってもらおう。次回の資料送付時に、これまでの審議会で出された意見も取り入れた形で骨子や原案を送付予定。</p> <p>ここで、次回以降の分科会に分かれてもらいたい。</p>
N P O 政策研究 所	<p>「生涯学習」と「文化のまちづくり」については、中川会長が文化財審議会などの委員であるため、総則・町民・議会首長検討ブロックで審議してもらった方がいいのでは。</p> <p>（異見なし）→次回修正した部会構成を示す。</p>
会長	<p>1点補足を。項目一覧の次のページから各項目の論点について記載している。今後、これに基づき議論してもらいたいと思っている。事前に見ていただければと思う。それでは、どちらの部会がいいか手を挙げてもらいたい。</p>

	<p>(出席委員については、意向を確認し、各部会に分かれていただいた。 欠席委員については、後日説明の上、部会に分かれていただく。)</p> <p>次に事務局から「その他」として連絡事項があるようなので願います。</p>
事務局	<p>○その他 (次回のスケジュール等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方について工程表をお渡しした。
会長	<p>それでは、第4回の審議会を終了する。</p> <p>(終了)</p>